

(様式第6－3号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

南 城 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧佐敷町地域

(1) 現況

本地域は、都市と農村から形成される地域で、北側は中城湾に面し、湾を包み込むような半ドーナツ型をした地形をしている。また、海に向かって放射状に浜崎川や大井川などいくつかの河川があり、山の麓付近から斜面にかけては井泉が多く分布し、歴史文化財も多くみられる。

地域づくりの基礎となる農業環境をさらに豊かに、活力あるものとするため、整備された農地の維持と集約化等による効率的な有効活用を図るとともに、河川や山地の緑、井泉等の保全・復元等により持続可能な環境形成に取り組んでいく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」とする。）第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧知念村地域

(1) 現況

本地域は、沖縄民族の発祥の地として知られ、神の島として有名な久高島や、平成12年に世界文化遺産に登録された斎場御嶽など、多くの歴史文化財が分布している。また、地形的には北西から東にかけて中城湾に面し、東南は太平洋に面した半島を形成している。また、海岸沿いの低地と内陸部に分けられ、比較的平坦な土地に集落や農地が展開している。

農業が基幹産業となっており、今後も歴史文化遺産を活かした農村づくりが基本となる。この核となる農業環境をさらに豊かに、活力あるものとするため、整備された農地の維持と集約化による効率的な有効活用を図るとともに、恵まれた地域資源を活用して、都市と農村の交流を進め、活力ある農村づくりに取組んでいく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧玉城村地域

(1) 現況

本地域は、沖縄県内でも歴史の古い地域であり、グスクと呼ばれる城跡や井泉など多くの文化遺産が分布している。特に、豊富な水量を誇る垣花樋川は日本名水百選に選ばれるほど澄んでおり、地域住民に親しまれている。

農業が基幹産業となっており、斜面や原野など地形的に利用が困難な地域以外は農地利用がなされており、農地の基盤整備や大型ハウス等の施設整備も進んでいる。今後は、かんがい排水施設の基盤整備を進めるとともに、農地の集約化と有効活用を促進し、持続的な農業経営の実現に向けて取組んでいく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧大里村地域

(1) 現況

本地域は、基本的には農村から形成される地域であるが、宅地開発等が行われ市街化が進んでいる。地形的には南北に長く、西側は比較的平坦な地形からなっている。また、饒波川、長堂川、宮平川、報得川、雄樋川などが流れており、水資源は豊かである。

農業が基幹産業となっているが、近年は、農村環境と都市環境の融合が課題となっている。今後は、農村と都市との融合を図るとともに、優良な農地の確保並びに、集約化と有効活用に努め、近郊都市部の身近な食料の供給基地として、持続的な農業経営の実現に向けて取組んでいく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧佐敷町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	旧知念村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	旧玉城村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	旧大里村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

設定しない。